

## 仕様書

- |        |                           |
|--------|---------------------------|
| 1 件名   | 使用水量等のお知らせ(ハンディターミナル用)の印刷 |
| 2 納入期限 | 令和8年8月21日まで               |
| 3 納入場所 | 草加市上下水道部指定場所              |
| 4 支払方法 | 業務完了払                     |
| 5 印刷枚数 | 136,000枚                  |
| 6 印刷内容 | 別添見本のとおり                  |

### 7 紙質・紙厚

紙質は、三菱製紙「AFP235」・「HA220AA」、若しくは同等品以上のものとし、次の条件を満たすものとする。

- (1) 印字後の保存期間は5年以上とする。また、水に濡れた記録面を二つ折りにした後、湿潤状態や乾燥状態で折り目を伸ばしたとしても、塗布層が剥離しないものとする。さらに、記録面を水に濡らし、指等でこすった場合であっても、印字が消えないものとする。
- (2) 風雨を受ける屋外で使用するため、印字の保存性及び耐水性を有するものとし、紙粉の発生が極力ないものとする。
- (3) 紙厚は $65\mu\text{m}\pm 5$ とする。
- (4) キヤノン「ハンディターミナル GT-30」に適合するものとする。

### 8 刷色

- (1) 印字色は、表面を2色(青・赤)、裏面を2色(青・黒)とする。
- (2) 文字及び実線等の印字色は、青色とする。
- (3) 改ページを識別するためのタイミングマークは黒色とし、反射率6.3%以下(光学濃度1.2以上)かつPCS値0.9以上(光沢なし)とする。
- (4) 最終ページを識別するエンドマークは、赤色とする。

### 9 形状・規格等

- (1) 用紙サイズは、縦200mm又は $203.2\text{mm}\times$ 横 $79(+0,-1)\text{mm}$ (1P)とする。
- (2) 形状はロール式とし、1ロール当たりの枚数は80枚とする。また、1ロールごとにポリ袋に封入した状態で納入するものとする。
- (3) 1ロール当たりの巻き長さは、20m以下とする。
- (4) ロールの外径は46mm以下とする。
- (5) 巻き方向は外巻きとし、巻き始め及び巻き終りのいずれもフリーとする。なお、巻き始めは折返しがないものとする。また、巻き終りをシール止めとした場合は容易に剥離可能なものとする。

- (6) 用紙先端の水平度は、左右端の差が±2mm以内とする。
- (7) 用紙セットの領域は、用紙先端から50mm以上とする。
- (8) タイミングマークは、改ページ時の位置ずれを防止するため、裏面の左上部に印刷するものとする。
- (9) ロールの最終2ページの表面両端に、エンドマーク(幅2mmから3mm、長さ30cm)を印刷するものとする。

## 10 校 正

草加市上下水道部と一般財団法人埼玉水道サービス公社で行う。

## 11 納入方法

ハンディターミナルの使用において支障を来さないよう、一般財団法人埼玉水道サービス公社と十分に調整及び確認を行い、稼働テストを実施した上で納入するものとする。

## 12 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組みに協力すること。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例(平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講ずること。
- (5) 本仕様書に疑義のある事項又は定めのない事項については、必要に応じて担当課及び受注者で協議するものとする。
- (6) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

## 13 問合せ先

草加市上下水道部 水道営業課 営業係 木下  
草加市氷川町2118番地5  
電話 048-927-2220(直通)  
FAX 048-927-1561

# 見本

## 【印刷内容・色・タイミングマーク】

タイミングマーク（黒）

### 使用水量等のお知らせ

様

使用者番号

検計順番  
メーター口径  
メーター番号

ご使用期間 (今回検針日)

今回指針 水道料金 円  
 前回指針 内消費税相当額 円  
 旧メーター水量 m<sup>3</sup> 下水道使用料 円  
 内消費税相当額 円

使用水量 m<sup>3</sup> 料金合計 円

(料金には消費税及び地方消費税相当額が含まれています。)

前回使用水量 m<sup>3</sup> 年間平均水量 m<sup>3</sup>

次回検針予定日

通信欄	
-----	--

水道料金・下水道使用料領収証書(口座振替)		
納入年月分	振替年月日	領収金額(円)
使用水量(m <sup>3</sup> )	水道料金(円)	内消費税相当額(円)
	下水道使用料(円)	内消費税相当額(円)

(領収金額には消費税及び地方消費税相当額が含まれています。)  
 上記の金額を領収いたしました。

草加市水道事業企業出納員



この領収証書は5年間保管してください。

(裏面もご覧ください)

### ○ 水道料金算出表(2か月分) (消費税込)

区分 メーター口径	基本料金		超過料金(1m <sup>3</sup> 当たり)	
	使用水量	金額	使用水量	金額
13mm				
20mm		1,650円	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> まで	165.0円
25mm		4,620円		
30mm		7,920円	40m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> まで	209.0円
40mm	20m <sup>3</sup> まで	13,640円		
50mm		21,340円	60m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	258.5円
75mm		52,580円		
100mm		94,600円	100m <sup>3</sup> を超える分	319.0円
公衆浴場			1m <sup>3</sup> 当たり	88.0円
臨時用			1m <sup>3</sup> 当たり	167.0円

### ○ 下水道使用料算出表(2か月分) (消費税込)

用途	料率 排除汚水量	基本料金		超過料金(1m <sup>3</sup> 当たり)	
		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
一般用	20m <sup>3</sup> まで	1,804円	20m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> まで	104.5円	
			60m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	110.0円	
			100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	115.5円	
			200m <sup>3</sup> を超え 400m <sup>3</sup> まで	121.0円	
			400m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> まで	132.0円	
公衆浴場			1,000m <sup>3</sup> を超える分	143.0円	
公衆浴場			1m <sup>3</sup> 当たり	61.5円	

下水道使用料について  
 1 この下水道使用料に係る処分について不届がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草加市庁に対して審査請求をすることができます。  
 2 また、審査の審査請求に対する裁決を拒否した場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にさいたま地方裁判所に対し、草加市庁を被告として、処分を取り消すの訴えを提起することができます。

### お客様へお願い

- 引越し等により水道の使用を中止するときは、5日前までにご連絡ください。
- 宅地内の給水装置は、お客様で管理してください。漏水等異常を発見したときは草加市の指定工事事業者で速やかに修理してください。

### 草加市上下水道部

草加市氷川町2118番地5  
 電話 048-925-3131 (代表)  
 048-927-2220 (検針・引越し・料金)  
 FAX 048-927-1561  
 平日午前8時30分から午後5時まで

表面

裏面

# 見本 【エンドマーク】

**使用水量等のお知らせ**

様

検針原番  
メーター口径  
メーター番号

使用者番号

ご使用期間 (今回検針日)

今回指針	水道料金	円
前回指針	内消費税相当額	円
旧メーター水量	m <sup>3</sup> 下水道使用料	円
	内消費税相当額	円

使用水量 m<sup>3</sup> 料金合計 円

(料金には消費税及び地方消費税相当額が含まれています。)  
★このお知らせにより料金をいただくことはありません。  
別途、納入通知書または口座振替によりご請求いたします。

前回使用水量 m<sup>3</sup> 年間平均水量 m<sup>3</sup>

次回検針予定日

通 信 欄	
-------------	--

水道料金・下水道使用料領収証書(口座振替)

納入年月分	振替年月日	領収金額(円)
使用水量(m <sup>3</sup> )	水道料金(円)	内消費税相当額(円)
	下水道使用料(円)	内消費税相当額(円)

(領収金額には消費税及び地方消費税相当額が含まれています。)  
上記の金額を領収いたしました。

**草加市水道事業企業出納員**

この領収証書は5年間保管してください。  
(裏面もご覧ください)

**使用水量等のお知らせ**

様

検針原番  
メーター口径  
メーター番号

使用者番号

ご使用期間 (今回検針日)

今回指針	水道料金	円
前回指針	内消費税相当額	円
旧メーター水量	m <sup>3</sup> 下水道使用料	円
	内消費税相当額	円

使用水量 m<sup>3</sup> 料金合計 円

(料金には消費税及び地方消費税相当額が含まれています。)  
★このお知らせにより料金をいただくことはありません。  
別途、納入通知書または口座振替によりご請求いたします。

前回使用水量 m<sup>3</sup> 年間平均水量 m<sup>3</sup>

次回検針予定日

通 信 欄	
-------------	--

水道料金・下水道使用料領収証書(口座振替)

納入年月分	振替年月日	領収金額(円)
使用水量(m <sup>3</sup> )	水道料金(円)	内消費税相当額(円)
	下水道使用料(円)	内消費税相当額(円)

(領収金額には消費税及び地方消費税相当額が含まれています。)  
上記の金額を領収いたしました。

**草加市水道事業企業出納員**

この領収証書は5年間保管してください。  
(裏面もご覧ください)

最終2ページ

ページ区切り

最終1ページ

エンドマーク(赤)  
幅2~3mm、長さ30cm